事 務 連 絡 令和元年 11 月 29 日

各財務(支)局管財(第一)部長 沖縄総合事務局財務部長 殿

> 財務省理財局国有財産調整課長 波戸本 尚 国有財産業務課長 木 村 降

「国有農地等」の引継ぎについて

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し」について提案があったことを受け、昭和28年9月17日付蔵管第3407号「旧農地法第80条第1項又は農地法第47条に定める所管換若しくは所属替の取扱い等について」通達に定める財務大臣へ引き継ぐ財産について引継ぎ時の留意事項等を統一的に定めたことから通知する。

また、農林水産省と協議を行った結果、農地法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第57号)第1条の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)第78条第1項又は農地法(昭和27年法律第229号)第45条第1項の規定により農林水産大臣が管理する土地、立木、工作物(建物を含む。)又は権利について、旧農地法第80条第1項又は農地法第47条の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めて、これを所管換若しくは所属替をする場合又は国有財産法第8条を適用して財務大臣へ引き継ぐ財産については、令和元年11月29日付農林水産省経営局農地政策課長から各地方農政局及び沖縄総合事務局(農林水産部)あて「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」通知(以下「農林水産省通知」という。)がなされたことから周知する。

なお、平成29年5月31日付国有財産調整課、国有財産業務課課長補佐事 務連絡「国有農地に係る引継等の取扱いについて」は廃止する。

1. 引継ぎに当たっての留意事項について

(1) 引継ぎに係る標準処理期間について

引継ぎに係る標準処理期間は、別紙1のとおり統一することとする。 (作業スキームは、別添1のとおり)

(2) 引継ぎに係る確認項目について

引継ぎに係る確認項目は、別紙2のとおり統一することとする。 また、地方公共団体からは、<u>売払いの見込みが立たない財産について、引受けを断られた事例が存在するとの認識が示されたが、今後、それぞれの認識に齟齬が生じないよう、売払い見込みの有無にかかわらず、確認項目の要件を満たしている財産については、引き受けること。</u>

(3) 進行管理について

国有農地等の引継ぎに係る進行管理については、農林水産省通知一別紙1、2、3-1、3-2により、農林水産省経営局、各地方農政局及び沖縄総合事務局(農林水産部)(以下「各地方農政局等」という。)より、各財務(支)局及び沖縄総合事務局の本局及び各財務事務所・出張所(以下「各財務局等」という。)ごとの引継等候補財産一覧が送付されてくるので、別紙3のスケジュールに沿い、確認を行い、毎年1回以上の打合せを行い、認識共有を図ること。

2. その他運用に当たっての留意事項等

- 各財務局等及び各地方農政局等において、やむを得ない事情により標準処理期間内に処理できない場合や統一的な確認項目のみでは対応できない特殊事情が生じた場合においては、各財務局等の担当者より各地方農政局等あてに標準処理期間内に対応できない理由及び対応可能時期の見込みや、統一的な確認項目のみでは対応できない特殊事情を丁寧に伝え、その記録を作成し、各地方農政局等の確認も得た上で、各財務局等の文書分類基準に応じて適切に保存すること。
- その他、全国で統一的な運用を行っていくため、各財務局等独自の運 用ルールを定めることのないよう徹底願いたい。

運用を行っていくにあたって、改善の必要が生じた場合や運用に疑義が生じた場合などは、別紙4に必要事項を記載し、下記担当まで連絡されたい。内容を踏まえ、農林水産本省と適宜、協議の上、改善を図ることとしたい。

(担当者) 国有財産有効活用室・業務課 伊藤・大堂

電 話:03-3581-4111 (内線 5721、2644)

E-Mail: jin.itou@mof.go.jp

ryosuke.odo@mof.go.jp

(以 上)

事 務 連 絡 令和元年 11 月 29 日

農林水産省経営局農地政策課長 殿

財務省理財局国有財産調整課長 波戸本 尚 国有財産業務課長 木 村 隆

「国有農地等」の引継ぎについて

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を受けた国有農地等の管理にかかる運用の見直し」について提案があったことを受け、昭和28年9月17日付蔵管第3407号「旧農地法第80条第1項又は農地法第47条に定める所管換若しくは所属替の取扱い等について」通達に定める財務大臣へ引き継ぐ財産について引継ぎ時の留意事項等を別紙のとおり統一的に定め、各財務局等へ周知したことから連絡します。

なお、平成29年5月31日付国有財産調整課、国有財産業務課課長補佐事務連絡「国有農地に係る引継等の取扱いについて」は廃止することとしましたので、併せて連絡します。

(担当者) 国有財産有効活用室・業務課 伊藤・大堂

電 話:03-3581-4111 (内線 5721、2644)

E-Mail: jin.itou@mof.go.jp ryosuke.odo@mof.go.jp

(以 上)

国有農地の引継ぎに係る標準的な手順及び 標準処理期間について

1. 概要

旧農地法第80条第1項及び農地法第47条に定める規定による国有農地等(以下「国有農地等」という。)の引継ぎに係る財産を対象とし、下記対応を行うものとする。

2. 標準的な手順(引継ぎに係る順序)及び標準処理期間

各財務局等において、各地方農政局等より国有農地等の引継ぎについて相談があった場合は、原則、下記手順のとおり対応することとし、下記標準処理期間内において、処理を行うものとする。

※ 別添1参照

【標準的な手順及び標準処理期間】

(1) 事前打合せ

各財務局等は各地方農政局等より国有農地等の引継ぎに関して、最初の相談があった場合には、各地方農政局等から各財務局等に対し、下記事前送付資料を添付した公文書による調査依頼を行うよう求めるものとする。

なお、下記事前送付資料は、各財務局等と各地方農政局等における打合せ資料として統一を図ることから、初回打合せ時に、下記事前送付資料以外の資料を依頼し、いたずらに打合せ開始日を延期することがないように留意すること。

※ ただし、初回打合せ後や、現地調査後において、個々の財産の事情に応じて必要がある場合には、下記事前送付資料以外を求めることが可能であるので適宜、対応されたい。

なお、各財務局等は、公文書受領から <u>原則として、10営業日以内に、各地方</u> 農政局等と打合せを行うこととする。

なお、本打合せを省略し、下記(2)の現地調査を行うことは、適宜、各財産の状況に応じ、対応されたい。

事前送付資料						
1	国有財産台帳の写し					
2	位置図(最寄り駅など主要施設からの距離がわかる地図)					
3	案内図(周辺の状況がわかる地図)					
4	公図(法務局備え付け)					
⑤	登記簿(旧土地台帳・閉鎖登記簿・登記事項証明書)					
6	地積測量図(法務局備え付け図面又は土地家屋調査士作成図面)					
7	現地写真(現地全体及び境界標の状態が確認できる写真)					
8	境界確定協議書等の写し					
9	地下埋設物の有無の確認(地下埋設物の調査を行っている場合)					
	※調査(実施)の有無の確認					
10	管網図(ガス管及び上下水道管の図面)					
11)	土地履歴詳細調査結果(別添9土地履歴詳細調査票参照)					
12)	埋蔵文化財包蔵地の調査(※)					
13)	不要地認定(写)					
14)	引継立会調書(別添2)					

※ 埋蔵文化財包蔵地に指定されているか否か、財産の所在する各地方公共 団体の教育委員会に文書で照会し、文書で回答を得ているか、確認すること。 なお、この際、埋蔵文化財に関する場所、埋蔵物の例、遺跡を発見した場 合の措置並びに注意事項等について、確認していなくとも、事前打合せを開 始することとし、打合せ後に別途、詳細な是正措置を求めることとする。

(2) 現地調査

各財務局等は、上記(1)の打合せ後、原則として、10営業日以内に、各地方農政局等又は各都道府県と現地調査を行うこととする。

ただし、やむを得ない事情により10営業日以内に現地調査が行えない場合は、 最短営業日において立ち会える日を決定し、その旨を記載した応接記録を相手 方確認の上、作成を行うこと。

なお、現地調査時には、別紙2に記載している確認項目(別添2の引継立会調書)を確認し、全ての項目にチェックが行える財産であった場合には、速やかに引継ぎに係る手続きを開始すること。

- ※ 現地調査が2回以上必要な場合は、上記同様、再度の立会いの依頼があった時点から10営業日以内に現地調査を行うこと。
- ※ 農林水産省通知ー別紙ー記ー(2)ー②により、現地調査においては、各都 道府県のみで対応する場合があることに留意すること。

(3) 是正事項の通知

上記(2)において是正事項が確認された場合には、<u>現地調査立会時から、原則として、10営業日以内</u>に別添3の是正事項連絡票により、各財務局等から各地方 農政局等あて是正依頼事項を記載し、**是正依頼を行うこと**とする。

- ※ 相手方と応接を行った場合には、相手方確認の上、応接記録を作成することとする。
- ※ 各地方農政局等への是正依頼は、できる限りまとめて行うこととし対応すること。ただし、やむを得ず数回にわたり是正依頼を行う場合は、是正事項が確認され次第、速やかに各地方農政局等に別添3を用いて通知することに留意すること。

(4) 引継ぎ通知書

各財務局等は各地方農政局等から引継ぎ通知書の送付があった場合には、<u>原</u> <u>則として、10営業日以内に「引き継ぐことを了承する」旨の通知</u>を、別添10を用いて返信するものとする。

(5) 国有財産受渡証書の送付

各財務局等は各地方農政局等から国有財産受渡証書の送付があった場合には、 原則として、10営業日以内に別添12の受渡証書に記名押印のうえ、別添11と同 時に1部を返送するものとする。

なお、<u>上記(4)及び(5)については、原則として2か月以内に全てを完了することを</u>標準処理期間とする。

国有農地の引継ぎに係る 確認項目(チェックリスト)について

1. 概要

国有農地等の引継ぎに係る財産を対象とし、下記項目について確認を行い、 引継ぎを行うことが適当と認められれば、引継ぎを行うこととする。

2. 確認項目

確認項目は下記のとおりとする。

なお、各種提出に必要な書類については、原本の提出を求めることに留意し、 対応すること。

- (1) 境界関係について
 - ① 境界確定協議書の有無

引継ぎを受ける農地について、境界確定協議書が整っているか、確認すること。

ただし、区画整理や国土調査が行われた財産であり、境界標も整っている 財産であった場合は、各地方農政局等において、当該財産を管轄する地方 法務局の登記官に区画整理図面や国土調査図面を基に、今後、分筆が行 えるか確認を行い、問題なく分筆が行える場合については、境界確定協議書 が整っていなくとも、当該項目については、是正事項として対応を行わないも のとする。

なお、各地方農政局等と登記官の応接記録については、必ず作成させる ものとし、登記官においても応接記録の内容について確認を得た上で、作成 することに留意する。

- ※ 各地方農政局等において、登記官と相談の結果(登記相談票の記録 を残すこと)、筆界特定制度を用いて境界確定が整った場合にも、是正 事項として対応を行わないものとする。
- ② 境界標の有無について

境界確定協議が整っている場合は、境界標については、永久杭が埋設されているか、確認すること。

また、境界標が欠損している場合は、各地方農政局等及び各財務局等に おいて協議、検討を行うものとする。なお、(境界確定協議が整っているもの の)境界標が存在しない場合や公差の範囲を超えての移動が確認できた場 合は、復元測量を依頼し、境界標の復元を行ってもらうこととする。

※ 境界標とは、不動産登記規則第77条第1項第9号に定めるものをいう。

(2) 工作物の確認について

引継ぎを受ける農地について、隣接地等との境界上に工作物が存在する場合は、「工作物に関する確認書」(別添4)を隣接地主等から提出してもらうこととし、対応すること。

※ 別添4の「工作物に関する確認書」は、各財産の状況に応じて、様式を適宜 修正の上、使用されたい。(国の工作物が隣接地の境界上に存在している場合 も別添4を用いて対応すること。)

(3) 越境物の確認について

引継ぎを受ける農地について、隣接地からの越境物が存在する場合は、容易に移動・除去できる越境物であれば、越境を解消してもらうこととし、越境解消が困難な場合については、「越境物に関する確認書」(別添5)を隣接地主等から提出してもらうこととして、対応すること。

なお、「越境物に関する確認書」が提出されない場合は、越境の解消又は確認書が提出されるまでの間は、引継ぎを受けないこととする。

※ 別添5の「越境物に関する確認書」は、各財産の状況に応じて、様式を適宜 修正の上、使用されたい。(国が越境している場合も別添5を用いて対応すること。)

(4) 不法占拠について

不法占拠や不法耕作されている場合は、違法行為が解消されるまで引継ぎを受けないものとする。

※ 不法投棄物が存在しないか確認も行うこと。

(5) 地下埋設物の確認について

① ガス管又は上下水道管について

管網図によりガス管や上下水道管が本地に埋設されていることが確認できた場合は、隣接地主等から別添6による「将来的に移設する旨の確認書」を提出してもらうこととし、無理に撤去を求めないこととする。ただし、別添6「将来的に移設する旨の確認書」が提出されない場合は、移設又は確認書の提出がなされるまでの間は、引継ぎを受けないこととする。

② コンクリートガラ等による地下埋設物について

各地方農政局等は、本地にコンクリートガラ等が埋設されていないか、以下の対応を選択することができるよう財務本省と農林水産本省において整理したことから、以下の対応のいずれかを行っていた場合、当該項目については、是

正事項として対応を行わないものとする。

- (i)本地及び周辺土地の地歴調査を行った結果、地下埋設物が存在する蓋然性が認められなかった場合で、かつ各財務局等においても、地下埋設物の蓋然性が確認できなかった場合。
- (ii)本地及び周辺土地の地歴調査を行った結果、地下埋設物が存在することが確認できた場合で、既に地下埋設物が撤去されていた場合。
 - ※ 地下埋設物の存在が確認された時点で下記通達の通り対応することと し、地下埋設物が確認された場合は、必ず撤去を求めることとする。
- (iii)各地方農政局等より別添7「地下埋設物撤去確約書」が提出された場合。 (上記(i)及び(ii)以外の場合にのみ対応)

(6) 土壌汚染について

各地方農政局等は、本地が土壌汚染されていないか、以下の対応を選択することができるよう財務本省と農林水産本省において整理したことから、以下の対応のいずれかを行っていた場合、当該項目については、是正事項として対応を行わないものとする。

(i)本地及び周辺土地の地歴調査を行った結果、土壌汚染されていることの蓋然性が確認できた場合は、平成16年6月28日付「土壌汚染の基礎知識と土壌汚染の蓋然性が認められる財務省所管一般会計所属普通財産の取扱いマニュアル」及び平成23年6月28日付「改正土壌汚染対策法に基づく対応マニュアル」により処理を求めることとする。

なお、上記処理を行わない場合は、引継ぎは受けられない旨、留意すること。

- (ii)本地及び周辺土地の地歴調査を行った結果、土壌汚染されていることの蓋然性が確認できなかった場合で、かつ各財務局等においても、土壌汚染の蓋然性が確認できなかった場合。
 - ※ 地下埋設物等の確認方法については令和元年9月20日付「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達 記一第3-2-(1)及び(2)において、土地の履歴調査等の方法が定められていることから留意する旨、各地方農政局等との打合せ時に周知すること。

(7) 草刈り又は立木竹の抜根、枝払いについて

(i)草刈りについて

草刈り(防草シートでの対応やコンクリート敷設等も含む)については、各地方農政局等と各財務局等で調整を行い、引継ぎを受ける時期を勘案し、引継ぎ前に草刈りが必要な場合は、各地方農政局等が行うこととするが、できない

事情がある場合は、柔軟に対応するものとする。

ただし、近隣住民等から苦情が出ている場合については、その時点で財産を所管する組織において対応することとする。

(ii) 立木竹について

隣接地からの立木竹の枝や葉、根が本地に伸びている状態で、越境が確認された場合や、本地から、隣接地へ立木竹の枝や葉、根が伸び、越境している場合については、立木竹の剪定及び伐採(抜根を含む)を、各地方農政局等又は隣接地主等において行うものとする。

ただし、近隣住民等の要望により立木竹の抜根等について、反対運動等が予見される場合は、この限りではない。

※ 隣接地所有の立木竹については、所有者が剪定や伐採を行うべきであることに留意し、誤って各地方農政局等に対応させるような誘導を行わないように注意すること。

(8) 不法侵入防止柵等の設置について

不法侵入防止措置が行われているか、確認すること。

例えば、木柵設置や、鎖等による不法侵入防止措置が、容易に第三者が、侵入 できない状態になっているか、確認すること。

ただし、山林などの隣接地や周辺環境から、木柵設置等を行う必要が認められないような財産であった場合は、上記対応を行わないことができる。

(9) その他

個々の財産事情により上記(1)から(8)以外の確認項目がある場合は、各財務局等のしかるべき者から各地方農政局等に対し、丁寧に個別の事情を説明し、理解を得た上で、是正依頼を行うこと。

また、トラブル回避の観点から、応接記録を作成することとし、各地方農政局等の確認を得た上で、作成することに留意する。

各財務局等と各地方農政局等の円滑なやりとりを行うため、上記(1)から(8)について、別添2の引継立会調書を用いて対応すること。

3. 是正の依頼について

上記2における確認を行った結果、各地方農政局等に対し、是正を求める場合は、 別添3の是正事項連絡票を用いて是正依頼を行うこととする。

なお、各地方農政局等が是正を完了した場合においても、各地方農政局等から各 財務局等に対し、公文書において、返答がくることとされている。

国有農地の引継ぎに係る進行管理について

1. 対象財産

国有農地等の引継ぎに係る財産を対象とし、下記対応を行うものとする。 ※ 不要地認定を行った全ての財産を対象とする。

2. 進行管理の行い方

全ての引継ぎ財産の進行管理の確認においては、各地方農政局等より、毎年3 月末時点及び9月末時点における引継等候補財産一覧(農林水産省通知一別紙 1、2、3-1、3-2)が、各財務局等に確認依頼文書とともに、次月末日までに送付 されてくることから、各財務局等においては、各提出日より1ヵ月以内に再確認を行 い、修正すべき点や進行管理状況について把握し、修正すべき点や追記すべき点 が存在した場合は、朱書きにて修正し、各地方農政局等へ返送し、認識の相違が ないよう対応すること。

なお、3月末日時点の進行管理表については、5月末日までに、各地方農政局 等と各財務局等において、各財産の進行管理について及び今後の引継ぎに係る 打合せを行うこととする。ただし、上記打合せ以外において、各地方農政局等と各 財務局等において、進行管理状況について、別途の打合せを行うことを妨げるも のではないことに留意すること。

- ※ 是正状況の確認を行う場合は、相手方確認の上、応接記録を作成すること。
- ※ 進行管理の年間スケジュールは、別添8のとおり

質問表

	項目	内容	担当課·担当者名·内線	備考	回答	本省担当者名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						